

市第82号議案

横浜市自動車専用道路の交差の方式に関する条例の制定

横浜市自動車専用道路の交差の方式に関する条例を次のように定める。

平成24年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市自動車専用道路の交差の方式に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、道路法（昭和27年法律第 180 号。以下「法」という。）第48条の 3 ただし書の規定に基づき、横浜市が管理する自動車専用道路（法第48条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による指定をした、又はしようとする道路又は道路の部分をいう。）を道路、軌道、一般自動車道又は交通の用に供する通路その他の施設と交差させようとする場合において、立体交差とすることを要しない場合を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、この条例において定めるもののほか、法の例による。

（立体交差とすることを要しない場合）

第 3 条 第 1 条に規定する立体交差とすることを要しない場合は、次のとおりとする。

- (1) 当該交差が一時的である場合
- (2) 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合

## 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、横浜市が管理する自動車専用道路を道路等と交差させようとする場合において、立体交差とすることを要しない場合を定めるため、横浜市自動車専用道路の交差の方式に関する条例を制定する必要があるので提案する。

## 参 考

道路法（抜粋）

（道路等との交差の方式）

第48条の3 道路管理者は、前条第1項又は第2項の規定による指定をした、又はしようとする道路又は道路の部分を道路、軌道、一般自動車道又は交通の用に供する通路その他の施設（以下この条、次条及び第48条の14中「道路等」という。）と交差させようとする場合においては、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。ただし、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他道路管理者である地方公共団体の条例（国道にあっては、政令）で定める場合においては、この限りでない。